

梅光学院の財務諸表の概略

●国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」に従い、会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士又は監査法人による監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務付けられています。

①資金収支計算書= 学校法人の、その年度の教育研究活動やこれに付随する活動に対応する、すべての収入と支出の内容を明らかにし、また現金預金の1年間(4月1日～3月31日)の動きを表わすものです。

②消費収支計算書= 学校法人の、1年間(4月1日～3月31日)の収支状況を示す重要な計算書類です。帰属収入と消費支出の内容を明らかにし、また消費支出が消費収入により賄われているかを表します。

「基本金」= 取得した施設設備(1号)+施設設備の将来取得に向けた先行組入れ(2号)+各種基金(3号)+運転資金(4号)

=帰属収入のうち、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき額として決定した金額

③貸借対照表= 年度末における学校法人の資産、負債の内容、純資産(資産-負債)の額を明らかにします。また、基本金(維持すべき金額)に対する純資産の過不足状態を消費収支差額として表します。

資金収支計算書
2011年4月1日～2012年3月31日
(単位:百万)

資金支出	期首資金	1,734
1,604		
		↑
		↓
期末資金	1,743	
		↑
		↓
支出し	収入計	3,347
3,347		

貸借対照表
2011年3月31日
(単位:百万)

資産	負債	
10,685	1,001	
		↑
内、現金預金	基本金	
1,734	10,752	
		↓
		↑
		↓
資産	負債	
10,458	900	
		↑
内、現金預金	基本金	
1,743	10,767	
		↓
		↑
		↓
消費収支差額	消費収支差額	
-1,068	-1,209	

消費収支計算書
2011年4月1日～2012年3月31日
(単位:百万)

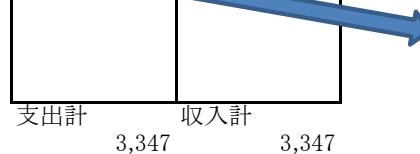
消費支出	消費収入	
1,542	1,401	
		↑
		↓
純資産		
-資産-負債		
9,684		
		↑
		↓
純資産		
基本金組入額		
15		
		↑
		↓
純資産減少額		
126		
		↑
		↓
基本金取崩額		
0		

2011年度純資産額9,558-2010年度純資産額9,684

=帰属収支差額-126

=帰属収入1,416-消費支出1,542

※純資産の減少額と帰属収入-消費支出は同額になります。



学校法人会計基準の概略および科目説明事項

計算書類(決算書)

国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」に従い、会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士または監査法人による監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務付けられています。

「学校法人会計基準」に定められている計算書類は、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表です。また、私立学校法によりこれらの他に財産目録、事業報告書を作成することになっています。

1. 資金収支計算書

学校法人の、その年度の教育研究活動やこれに付随する活動に対応する、全ての収入と支出の内容を明らかにし、また現金預金の1年間(4月1日～3月31日)の動きを表すものです。

- ・学生生徒等納付金収入：学生生徒園児からの授業料や入学金等です。実習料や特別課程費も含まれます。
- ・補助金収入：国や地方公共団体からの補助金です。
- ・事業収入：学生寮、公開講座等教育活動に付随する活動にかかる事業の収入です。
- ・雑収入：退職金財団からの交付金収入を含みます。
- ・前受金収入：翌年度に入学予定の学生生徒等納付金収入です。
- ・人件費支出：教員人件費、職員人件費、役員報酬支出、退職金支出で構成されます。
- ・教育研究経費支出：学生生徒園児等教育研究のために支出する経費です。
- ・管理経費支出：学生生徒園児募集に対する経費、法人本部等の業務に要する経費等で構成されます。
- ・施設関係支出：土地、建物、構築物取得にかかる支出です。
- ・設備関係支出：教育研究用機器備品、その他の機器備品、図書、車輛等取得にかかる支出です。
- ・次年度繰越支払資金：貸借対照表上の当該年度3月31日現在の現金預金残高と合致します。

2. 消費収支計算書

学校法人の1年間(4月1日～3月31日)の収支状況を表す重要な計算書類です。帰属収入と消費支出の内容を明らかにし、また消費支出が消費収入により賄われているかを表します。

- ・寄付金：用途指定のある特別寄付金、用途指定のない一般寄付金、現物寄付金で構成されます。
- ・帰属収入：学生生徒納付金、補助金などの学校法人の負債とならない収入です。
- ・人件費：資金収支計算書上の人件費支出に退職給与引当金繰入額(戻入額)を含みます。
- ・消費支出：人件費、消耗品費、光熱水費などの用役に対して支出した金額の合計です。ただし、教育研究経費、管理経費には減価償却費を含みます。
- ・帰属収支差額：帰属収入から消費支出を差し引いたものであり純資産の増加額となります。
- ・基本金および基本金繰入額：取得した施設設備(1号)+施設設備の将来取得に向けた先行組入れ(2号)+各種基金(3号)+運転資金(4号)
=帰属収入のうち、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき額として決定した金額です。

3. 貸借対照表

年度末における学校法人の資産、負債の内容、純資産(資産-負債)の額を明らかにします。また、基本金(維持すべき金額)に対する純資産の過不足状態を消費収支差額として表します。

- ・固定資産：1年を超えて使用される資産をいいます。土地、建物、構築物等で構成される有形固定資産、各種特定資産等で構成される無形固定資産があります。
- ・流動資産：現金や預金等、簡単に現預金化が可能な資産のことです。
- ・固定負債：返済期限が1年以上の長期借入金、退職金支給額の見積もりを示す退職給与引当金で構成されます。
- ・流動負債：返済期限が1年以内の短期借入金や未払金等短期債務で構成されます。
- ・基本金：学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき額として決定した金額です。

※純資産額：資産-負債、若しくは基本金+消費収支差額で示されます。

財産目録

貸借対照表の資産や負債について、具体的な内容を表したもので、学校法人が所有する土地や建物の面積、図書の冊数などを知ることができます。